

うさ暮らし定住支援事業補助金交付要綱

令和2年3月19日

宇佐市告示59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市内への移住・定住の促進を図るため、住宅の新築や購入、引越等に必要な経費の一部を補助するうさ暮らし定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこれに定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 現に大分県内に住所を有していない者で、補助金の交付を申請する日前5年の間に大分県内に住所を有していなかったもの又は大分県内に住所を有して1年経過しない者で大分県内に住所を有する日前5年の間に大分県内に住所を有していなかったものをいう。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる先進農家又は先進農業法人での研修や地域おこし協力隊員等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外し、同一の世帯員についても同様の扱いとする。
- (2) 市外移住者 前号に規定する者を除いた者のうち、現に宇佐市内に住所を有していない者で補助金の交付を申請する日前5年の間に宇佐市内に住所を有していなかったもの又は宇佐市内に住所を有して1年経過しない者で宇佐市内に住所を有する日前5年の間に宇佐市内に住所を有していなかったものをいう。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる先進農家又は先進農業法人での研修や地域おこし協力隊員等、市長が別に認める活動期間については、その期間を除外し、同一の世帯員についても同様の扱いとする。
- (3) 移住者 前2号に規定する県外移住者及び市外移住者をいう。
- (4) 子育て世帯 中学生以下の子供を有する世帯をいう。
- (5) 新築 新たに建設する、又は購入する居住の用に供する住宅で、延床面積が50平方メートル以上のものをいう。ただし、中古住宅を除く。
- (6) 空き家 宇佐市空き家情報提供事業要綱（平成19年宇佐市告示第34号）に基づく宇佐市空き家情報提供事業に登録した住宅をいう。
- (7) 中古住宅 建築年月日から起算して3年以上経過しているもの又は過去に住居として使用されたものをいう。
- (8) 所有者等 第6号又は第7号に規定する住宅の所有者又は管理者をいう。
- (9) 宇佐市地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）第2の(1)に規定する地域おこし協力隊員のうち、宇佐市で活動を行う者をいう。なお、当該職の内定を受けている者もこれに含める。

- (10) 空き店舗 かつて商業活動又は事務所の用に供されていた施設で、現に利用されていない建物をいう。
- (11) 周辺地域 宇佐市安心院町及び宇佐市院内町の全区域並びに宇佐市麻生地区、西馬城地区、和間地区、長峰地区、横山地区、天津地区、北馬城地区、高家地区、八幡地区、糸口地区及び封戸地区の 11 区域をいう。
- (12) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除くこととする。
- (13) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (14) 起業 新たに事業を始めることをいう。ただし、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 4 条第 5 項に定める連鎖化事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業での事業又はその他市長が不適切と認める事業は、その事業から除く。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、上限額は、別表 1 のとおりとする。ただし、本事業のほかに、国及び地方公共団体等からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

- 2 補助金は、補助対象者に対して補助対象事業につき 1 回に限り交付する。ただし、空き家改修支援事業及び家財道具処分等支援事業にあつては、同一の空き家につき 1 回に限り交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象者が周辺地域に移住した者で、子育て世帯に該当する場合の家賃支援事業の補助金にあつては、5 回までを上限に該当する年度につき 1 回補助金を交付する。
- 4 宇佐市空き家家財道具処分等支援事業補助金交付要綱（平成 30 年宇佐市告示第 47 号）に基づき既に補助を受けている者及び空き家は、家財道具処分等支援事業の補助の対象としない。

（補助要件）

第 4 条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 移住者が転勤、出向等の職務上や大学進学等による一時的な転入者でないこと。
- (2) 移住者が入居予定の住宅の所有者等と 3 親等以内の親族ではないこと。
- (3) 移住者又は所有者等が、暴力団（同法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 移住者が 5 年以上の定住を誓約できる者であること。
- (5) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に補助事業を完了すること。
- (6) 移住者又は所有者等が、補助金交付の審査や事業完了後の定住状況等を把握する

ために必要な住民登録に関する事項や納税状況等の情報を、宇佐市が調査することを承諾する者であること。

- (7) 移住者又は所有者等が市区町村民税等の滞納がない者であること。
- (8) 移住後、同一の世帯を構成する世帯員の2分の1以上が移住者であること。
- (9) 建物を賃借する移住者が改修を行う場合は、改修に対する所有者等の同意、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができること。
(空き家改修支援事業及び起業支援事業の申請の場合に限る。)
- (10) 移住者又は所有者等が建築基準法等各種関係法令を遵守して改修等を行うこと
(空き家改修支援事業及び起業支援事業の申請の場合に限る。)
- (11) 改修等を行う空き家又は空き店舗が5年以上継続して事業の用に使用されること
(起業支援事業の申請の場合に限る。)
- (12) 移住者が宇佐市が行う移住に関する情報発信に協力する者であること(移住奨励金事業の申請の場合に限る。)
- (13) 移住者が家賃の滞納が無い者であること(家賃支援事業の申請の場合に限る。)
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、うさ暮らし定住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に掲げる添付書類を添えて、市長に申請をしなければならない。ただし、第3条第3項に規定する場合で2回目以降の申請の場合は、うさ暮らし定住支援事業補助金家賃支援事業交付申請書(継続用)(様式第2号)に、当該申請書に記載する添付書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、入居する住宅に係る契約の締結後、補助事業の区分に応じて次の各号に掲げる期限までに行わなければならない。

- (1) 住宅取得支援事業 新たに建設する居住の用に供する住宅の場合は事業着手前、新たに住宅を購入する場合は購入する住宅に住民票を移す前
- (2) 引越し支援事業 移住前の住所から移住後の住所に家財等の引越しを行う前
- (3) 移住奨励金交付事業 宇佐市に住民票を有した日から起算して1年以内
- (4) 空き家改修支援事業 事業着手前
- (5) 家財道具処分等支援事業 事業着手前
- (6) 家賃支援事業 宇佐市に住民票を有した日から起算して1年以内。ただし、第3条第3項の場合で2回目以降の申請書の提出にあつては、前回補助金の交付を受けた年度の翌年度内(年度につき1回の申請に限る)。
- (7) 起業支援事業 事業着手前

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、うさ暮らし定住支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) この補助金を対象事業として、宇佐市移住支援金交付要綱（令和2年告示第60号）に規定する支援金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付を行わないこと。
 - (6) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- （申請内容の変更等）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、うさ暮らし定住支援事業補助金変更・中止申請書（様式第10号）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、交付決定者に申請事項について指示することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、これによって交付する補助金の額に変更が生じたときは、うさ暮らし定住支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日の属する年度内にうさ暮らし定住支援事業完了報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 住民票の写し（世帯全員分）
- (4) 領収書等の写し（家賃支援事業の場合は、直近の月の家賃の入金がわかるもの。移住奨励金交付事業の場合は、これを除く。）
- (5) 事業着手後の写真（家賃支援事業及び移住奨励金交付事業の場合は、これを除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第9条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる事業の完了検査終了後、直ちにうさ暮らし定住支援事業補助金交付請求書（様式第13号）により市長に補助金を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
 - (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

事業名	補助対象者	補助対象経費	補助率	上限額 (※1)	
				県外移住者	市外移住者
住宅取得支援事業	県外移住者(子育て世帯の移住者を除く。)	新築費用	—	100万円	—
		空き家購入費用	1/10以内	100万円	—
	子育て世帯の移住者	新築費用	—	200万円	150万円
		中古住宅購入費用 (※2)	1/2以内	150万円	100万円
引越し支援事業	(1) 新築又は空き家を購入する県外移住者	移住者の家財等を移住前の住所から移住後の住宅へ運送する費用で、引越業者又は運送業者が行うもの。ただし、附帯する作業費用(電気工事、不用品の廃棄、ハウスクリーニング等の費用)は除く。	2/3以内	20万円	—
移住奨励金交付事業	(2) 県外移住者のうち、子育て世帯の者又は宇佐市地域おこし協力隊員	—	—	10万円	—

空き家改修支援事業	移住者、所有者等	<p>空き家の改修及び増築に要する費用で、宇佐市内に事務所又は事業所を有する者が行うもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 空き家に附属する別棟の車庫や物置等の工事 イ 併用住宅における居住部分以外の工事 ウ 冷暖房器具及び家電製品等の購入費及び取付工事費 エ カーテン、家具、調度品等の購入費及び設置工事費 オ 電話、インターネット、CATV等の配線工事費 カ 外構工事費 キ 改修を伴わない解体又は除却工事費 ク 申請者が直接行う改修工事及び増築工事費 ケ その他、市長が不相当と認める費用 	2/3以内	100万円 (※3)	50万円
家財道具処分等支援事業		<p>賃貸借契約を締結した空き家にある家財の処分等に要する費用のうち、次に掲げる費用で、宇佐市内に事務所又は事業所を有する者が行うもの。ただし、家財の処分に係る費用にあつては、宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成17年宇佐市条例第150号）第34条に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が行うものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ごみ処理手数料 イ ごみの収集・運搬にかかる費用 ウ 廃棄物処理業者等への処分委託費用 エ 空き家の屋内外の清掃費 オ その他市長が適当と認める経費 	10/10以内	15万円	10万円
家賃支援事業	<p>県外移住者 ただし、次に掲げる者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 社宅、寮、公務員住宅等の給与住宅に入居する者 イ 市営住宅、県営住宅等公的賃貸住宅に入居する者 ウ 空き家に入居する者 エ 他の公的制度による家賃補助を受けている者 オ 家賃から住宅手当を差し引いた額が月1万5千円以下の者 	—	—	18万円 (※4)	—

起業支援事業	移住者	<p>周辺地域にある空き家又は空き店舗において起業するために実施する改修及び増築に要する費用又は事業に付帯する設備及び備品等の整備に要する費用。なお、改修及び増築の工事については、宇佐市内に事務所又は事業所を有する者が行うものであること。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 申請者が直接行う工事費 イ 併用住宅における居住部分の工事費 ウ 改修及び増築を伴わない解体又は除却工事費 エ 事業用と自家用の判断が困難な設備及び備品等の整備に要する費用 オ その他市長が不適切と認める費用</p>	1/2 以内	100 万円	50 万円
--------	-----	--	-----------	--------	-------

- ※1 補助額は補助対象経費の額に補助率を乗じた後、1,000 円未満の端数を切り捨てた金額とする。
- ※2 取得する住宅について、この補助を受ける場合は、空き家改修支援事業及び起業支援事業の補助を受けることができない。
- ※3 住宅取得支援事業において、空き家購入費用に対する補助を受ける場合は、当該事業における補助額と合算して 100 万円を上限とする。
- ※4 補助を受ける者が周辺地域の貸家に居住する子育て世帯の者の場合は、2 回目以降の補助額を 9 万円とする。

別表 2 (第 4 条関係)

事業名	添付資料	
	共通	事業別
住宅取得支援事業	(1) 事業計画書 (様式第 3 号) (2) 収支予算書 (様式第 4 号) (3) 誓約書 (様式第 5 号) (4) 確約書 (様式第 6 号) (所有者等が申請者の場合に限る)	(1) 設計図 (平面図、立面図、配置図) の写し (新たに建設する居住の用に供する住宅に限る) (2) 住宅の登記事項証明書又は固定資産税評価証明書 (新たに建設する居住の用に供する住宅を除く) (3) 事業着手前の写真又は取得住宅の写真
引越し支援事業	(5) 同意書 (様式第 7 号) (移住者が借受けた空き家を改修又は増築する場合に限る)	(1) 引越業者又は運送業者の見積書 (内訳が確認できるもの)
移住奨励金交付事業	(6) 住民票の写し (移住後に同一の世帯を構成する者全員分)	—
空き家改修支援事業	(7) 戸籍の附票の写し等 (住民票の写しで宇佐市外に 5 年以上居住していることが確認できない場合に限る)	(1) 施工業者の見積書 (内訳が確認できるもの) (2) 設計図 (施工箇所が多数ある場合に限る) (3) 事業着手前の写真
家財道具処分等支援事業	(8) 申請者及び移住後に同居予定の者 (16 歳未満の者を除く) の宇佐市及び移住前の住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書 (移住者が申請者の場合に限る)	(1) 処分業者等の見積書 (内訳が確認できるもの) (2) 事業着手前の写真
家賃支援事業 (初回分)	(9) 申請者の宇佐市及び住所地における市区町村民税等の滞納のない証明書 (所有者等が申請者の場合に限る)	(1) 住宅手当等支給証明書 (様式第 8 号) (給与受給者等に限る)
起業支援事業	(10) 住宅の建設、購入又は貸借に係る契約書の写し (11) その他市長が必要と認める書類	(1) 施工業者等の見積書 (内訳が確認できるもの) (2) 設計図 (施工箇所が多数ある場合に限る) (3) 事業着手前の写真 (改修及び増築を行う場合に限る)

